

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年10月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	善通寺市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.zentsuji.kagawa.jp/soshiki/3/maina.html

執行機関名 善通寺市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	善通寺市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成20年善通寺市条例第34号)によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	45	
番号法別表第2の項	65	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		善通寺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年善通寺市条例第28号)別表第1 第2の項 善通寺市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成20年善通寺市条例第34号)によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	善通寺市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成20年善通寺市条例第34号)第1条
事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	この条例は、ひとり親等の医療費を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、ひとり親等の福祉の増進を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		善通寺市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成20年善通寺市条例第34号)